

私立広域通信制高等学校の設置認可等 に関する調査結果について

令和7年4月24日

初等中等教育局参事官（高等学校担当）付

調査概要

(1) 調査方法

書面（アンケート）による調査

(2) 調査対象

私立広域通信制高等学校を所轄する61自治体 ※1

- ・47都道府県（学校法人立 所轄庁）
- ・14市町村（株式会社立 所轄庁）

	私立広域通信制高等学校の 設置あり(自治体)	私立広域通信制高等学校の 設置なし(自治体)	学校数(校)
47都道府県	31	16	108 ※2
14市町村	14	—	15 ※3

※1 令和6年5月1日現在

※2 休校中及び募集停止中の2校を除く

※3 熊本県山都町においては2校を所轄

(3) 実施時期

令和6年9月12日～10月15日

目次

1. 私立広域通信制高等学校の認可状況…………… P3
2. 私立広域通信制高等学校に関する認可方法…… P10
3. 自治体独自の認可基準…………… P28
4. 高等学校入学者選抜の日程…………… P29
5. 通信教育を行う区域（生徒が居住する都道府県）
ごとの生徒数…………… P31

1. 私立広域通信制高等学校の認可状況

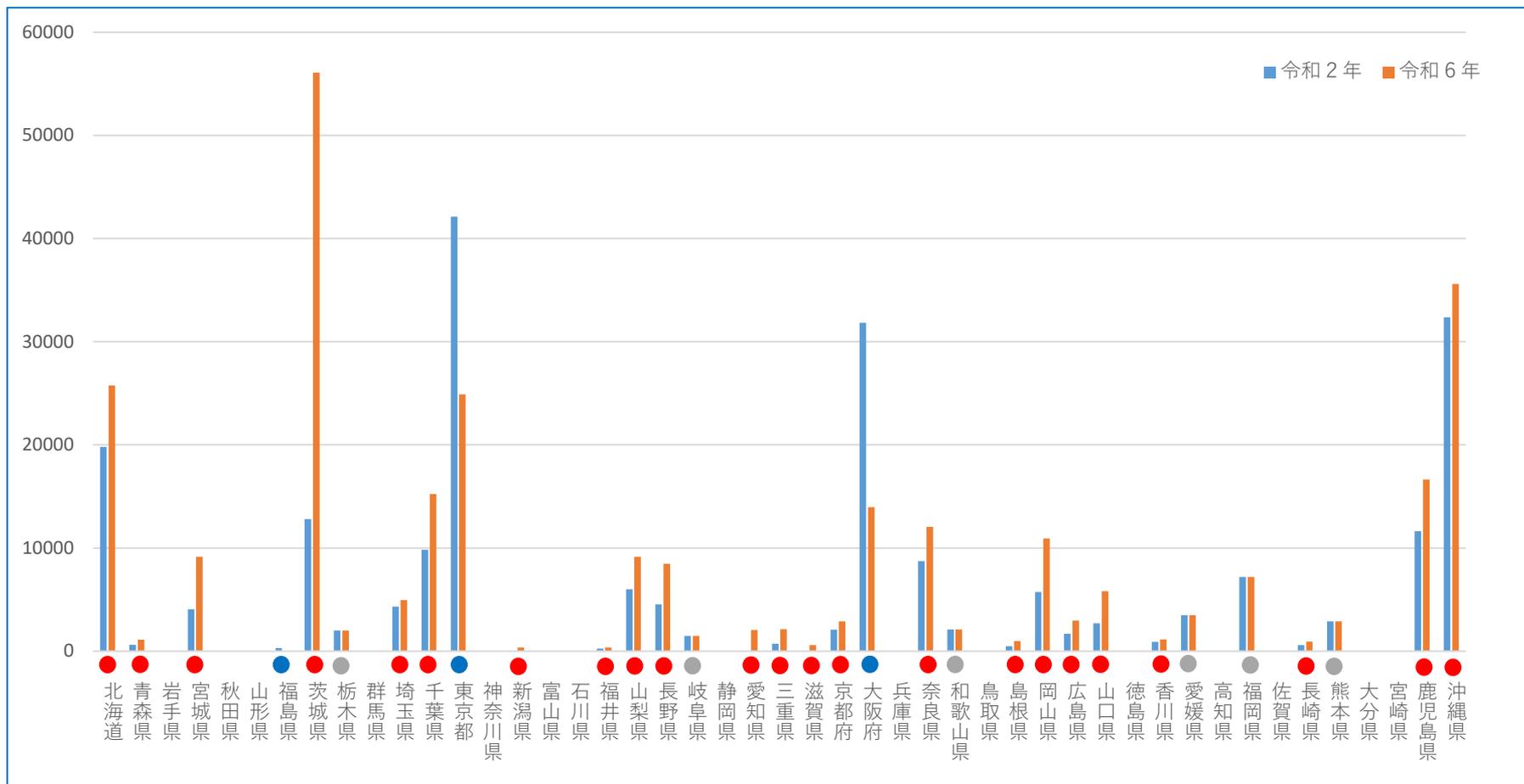
- 収容定員数について、令和2年から令和6年にかけて、61自治体のうち、28自治体で増加、4自治体で減少、14自治体で増減なしとなった。
- 在籍生徒数について、令和2年から令和6年にかけて、61自治体のうち、41自治体で増加、4自治体で減少、1自治体で増減なしとなった。
- 定員の充足率（在籍生徒数÷収容定員数×100）について、令和6年において、61自治体のうち、50%にすら満たない自治体は13自治体、在籍生徒数が収容定員数を超過している自治体は1自治体となった。（なお、充足率が50%を満たせばよいというものではない。）

※61自治体の中には、私立広域通信制高等学校の設置のない自治体も含む。

1. 私立広域通信制高等学校の認可状況

① 都道府県別私立広域通信制高等学校の収容定員数の推移（学校法人立）

○ 令和2年から令和6年にかけて、47自治体のうち、23自治体で収容定員数が増加、3自治体※で減少、6自治体で増減なしとなった。なお、15自治体においては、私立広域通信制高等学校の設置がなかった。



●は増加、●は減少、●は増減なし、印がない自治体は私立広域通信制高等学校の設置がないことを示している。

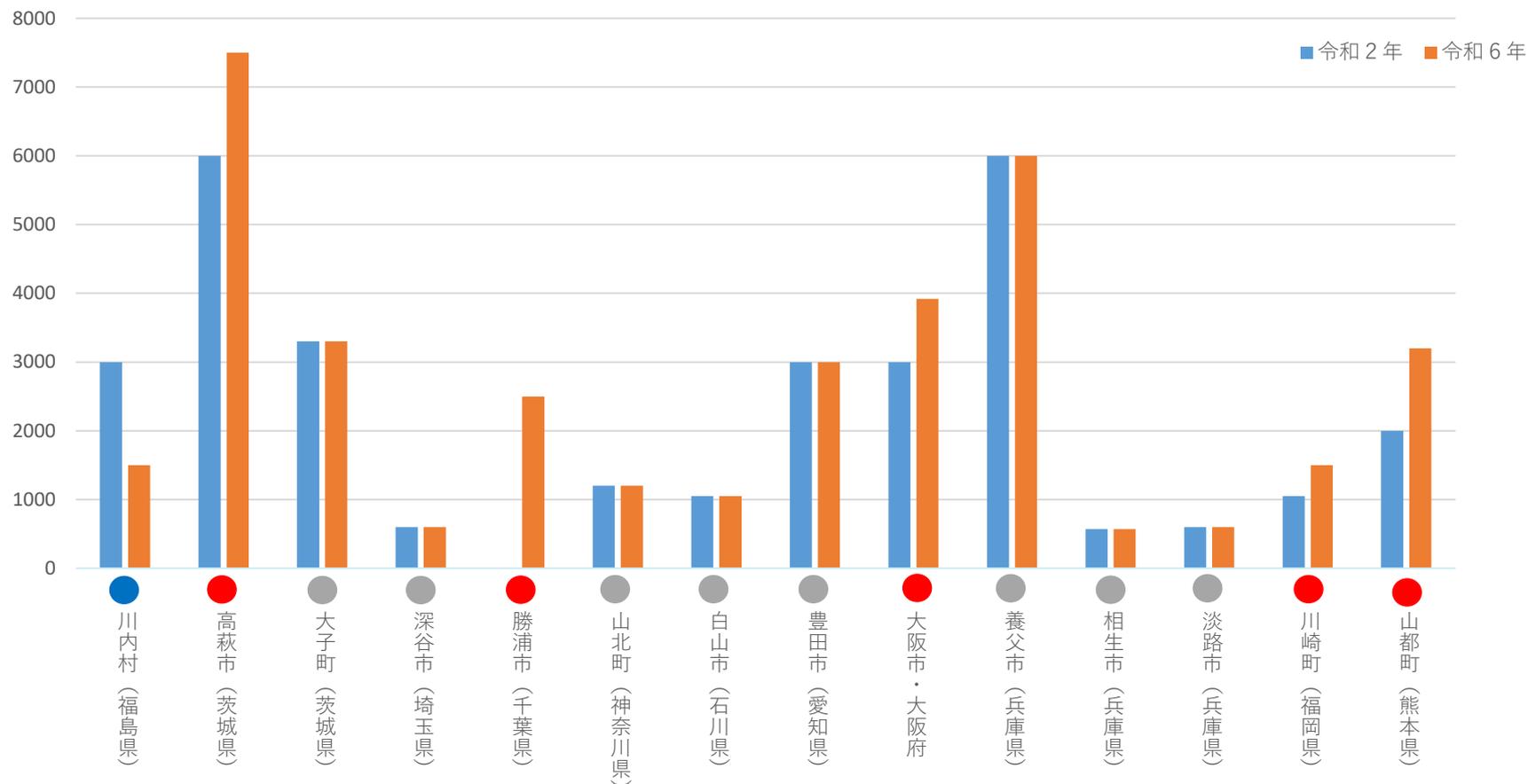
※ 私立広域通信制高等学校が、令和2年5月1日時点では設置されていたが、その後、当該課程が廃止となった自治体を含む。

令和2年5月1日及び令和6年5月1日現在

1. 私立広域通信制高等学校の認可状況

②市町村別私立広域通信制高等学校の収容定員数の推移（株式会社立）

○ 令和2年から令和6年にかけて、14自治体のうち、5自治体で収容定員数が増加、1自治体で減少、8自治体で増減なしとなった。



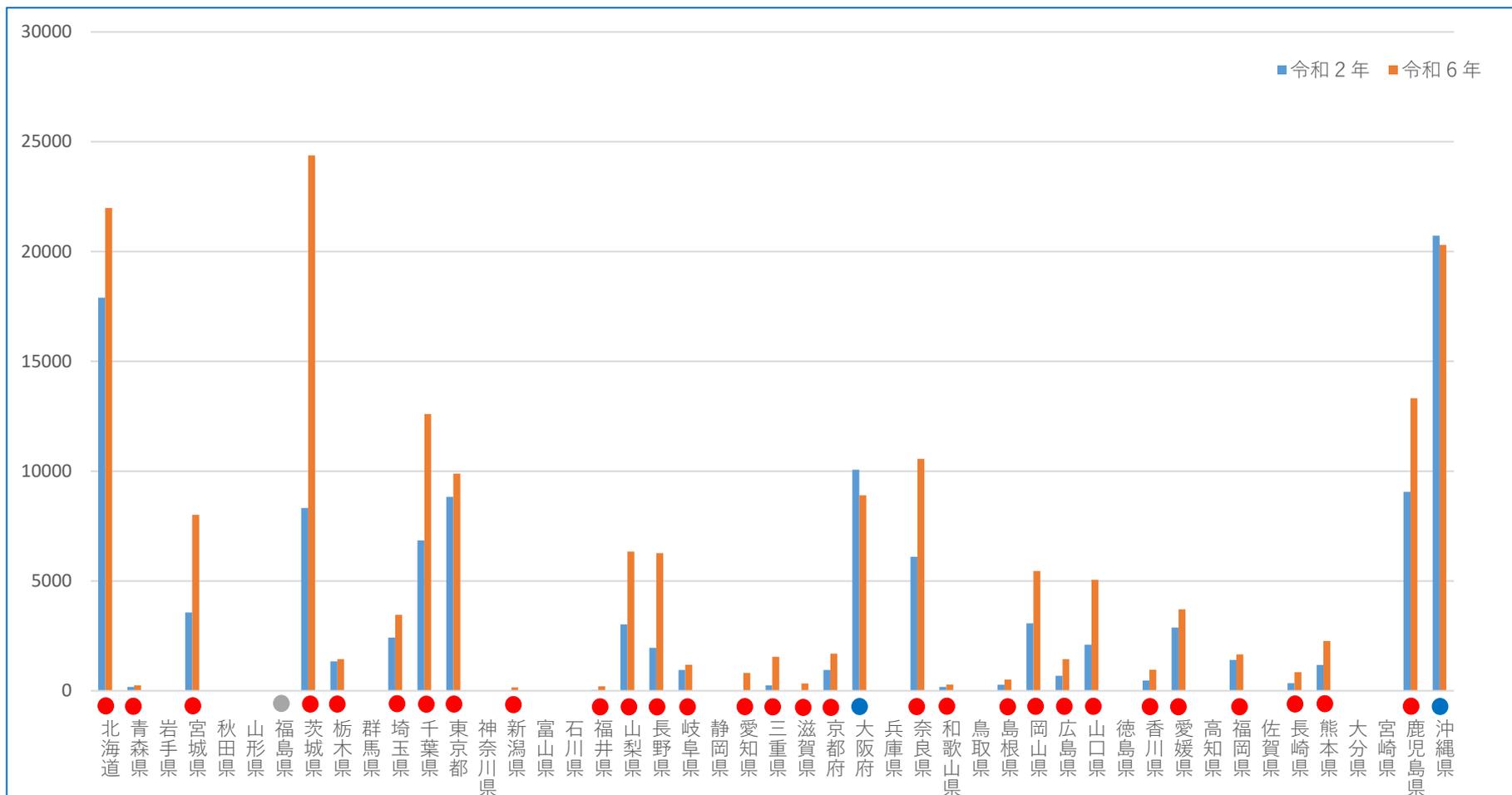
●は増加、●は減少、●は増減なし、を示している。

令和2年5月1日及び令和6年5月1日現在

1. 私立広域通信制高等学校の認可状況

③ 都道府県別私立広域通信制高等学校の在籍生徒数の推移（学校法人立）

○ 令和2年から令和6年にかけて、47自治体のうち、29自治体で在籍生徒数が増加、2自治体で減少、1自治体で増減なしとなった。なお、15自治体においては、私立広域通信制高等学校の設置がなかった。



●は増加、●は減少、●は増減なし、印がない自治体は私立広域通信制高等学校の設置がないことを示している。

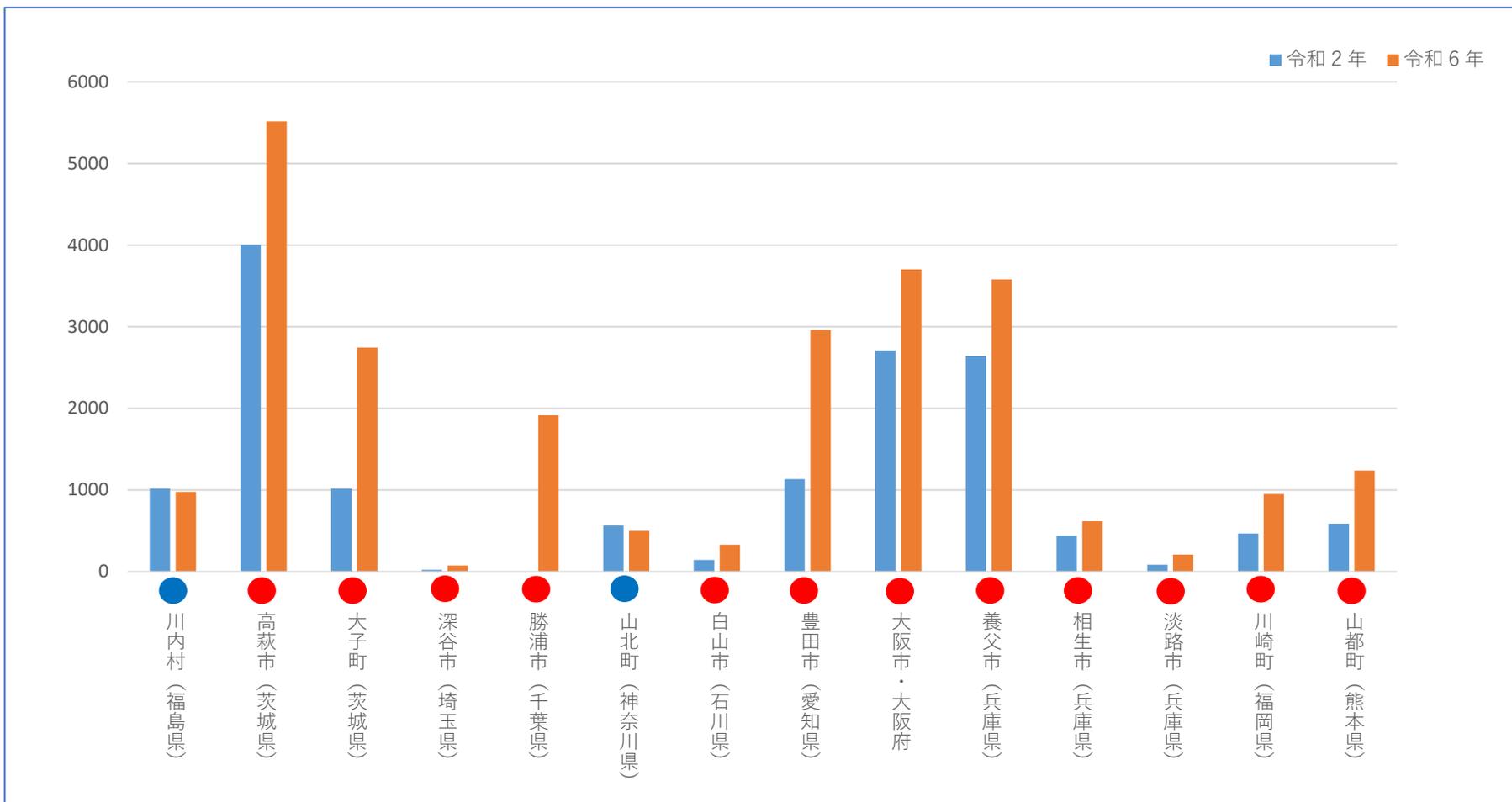
令和2年5月1日及び令和6年5月1日現在

※ 私立広域通信制高等学校が、令和2年5月1日時点では設置されていたが、平成30年に生徒募集を停止しており、その後、当該課程が廃止となった。

1. 私立広域通信制高等学校の認可状況

④市町村別私立広域通信制高等学校の在籍生徒数の推移（株式会社立）

○ 令和2年から令和6年にかけて、14自治体のうち、12自治体で在籍生徒数が増加、2自治体で減少となった。



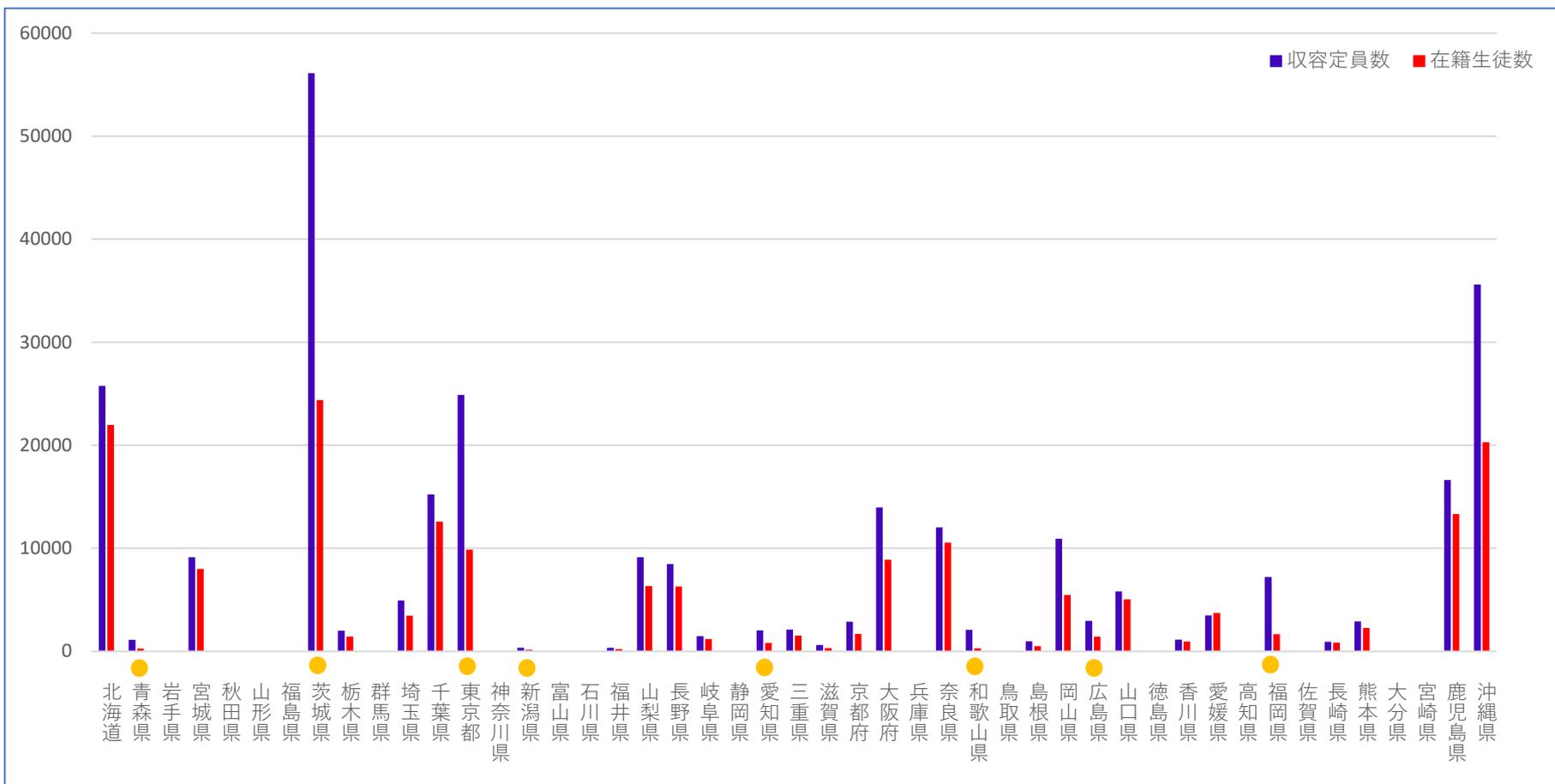
●は増加、●は減少、●は増減なし、を示している。

令和2年5月1日及び令和6年5月1日現在

1. 私立広域通信制高等学校の認可状況

⑤ 都道府県別私立広域通信制高等学校の令和6年収容定員数と在籍生徒数（学校法人立）

○ 令和6年において、47自治体のうち、定員の充足率（在籍生徒数÷収容定員数×100）が50%にすら満たない自治体は8自治体であった。16自治体においては、私立広域通信制高等学校の設置がなかった。（なお、充足率が50%を満たせばよいというものではない。）。



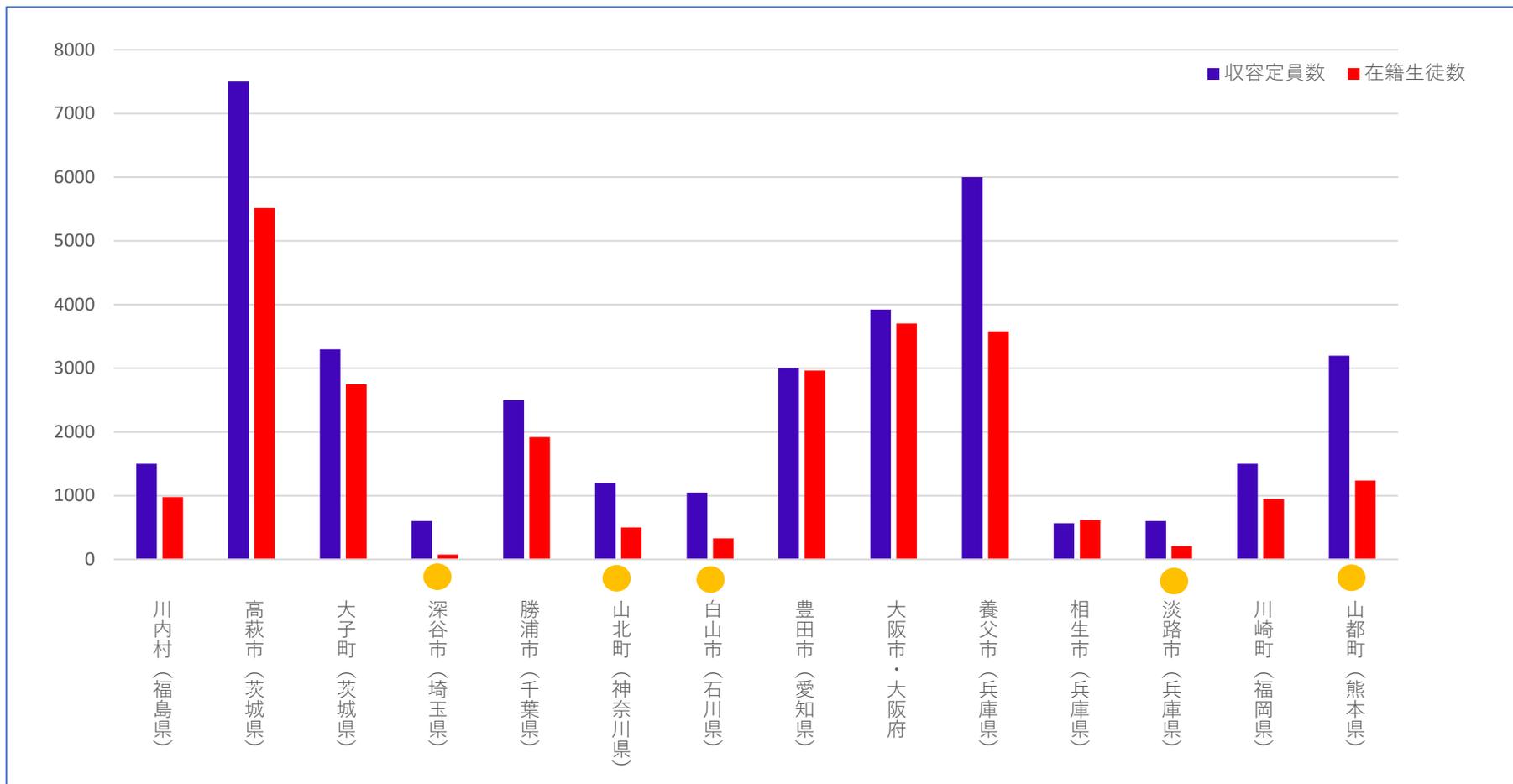
●は定員の充足率（在籍生徒数÷収容定員数×100）が50%にすら満たない自治体を示している。

令和6年5月1日現在

1. 私立広域通信制高等学校の認可状況

⑥市町村別私立広域通信制高等学校の令和6年収容定員数と在籍生徒数（株式会社立）

○ 令和6年において、14自治体のうち、定員の充足率（在籍生徒数÷収容定員数×100）が50%にすら満たない自治体は5自治体であった。1自治体においては、在籍生徒数が収容定員数を超過していた。（なお、充足率が50%を満たせばよいというものではない。）



●は定員の充足率（在籍生徒数÷収容定員数×100）が50%にすら満たない自治体を示している。

令和6年5月1日現在

2. 私立広域通信制高等学校に関する認可方法

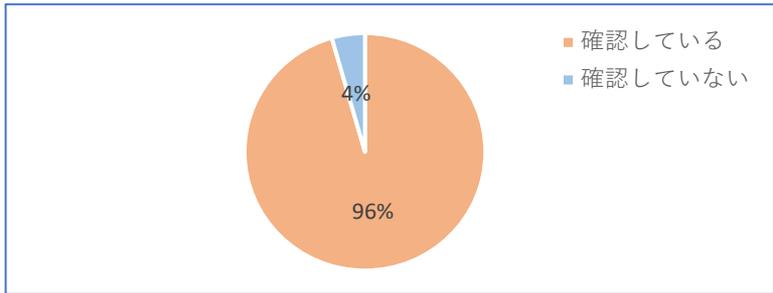
- 各自治体において私立広域通信制高等学校の設置認可や学則変更の認可をする際、「通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）」（令和5年11月文部科学省策定）に記載の各項目を確認しているかについて調査したところ、「確認していない」との回答が10自治体以上あった項目は、以下のとおりであった。（なお、調査の対象は、61自治体のうち、過去認可実績等のない16自治体を除く45自治体とする。）

- ・ 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮しなければならないこと。（項目⑧ ⇒ 11自治体）
- ・ 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導すること。（項目⑳ ⇒ 12自治体）
- ・ 添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。（項目㉑ ⇒ 15自治体）
- ・ 通信教育を行うに当たっては、試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保して行うこと。（項目㉒ ⇒ 10自治体）
- ・ 実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって高等学校通信教育規程第14条第1項に規定する情報の公表を行うこと。その際、実施校及び通信教育連携協力施設における教育の方法・内容、授業料・入学料等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示すること。（項目㉓ ⇒ 11自治体）

⇒ 詳細は次ページ以降記載

2. 私立広域通信制高等学校に関する認可方法

①「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設などの教育にふさわしくない施設が実施校の周辺に立地していないなど、学校教育を行う上で適切 な環境であること。」の確認について



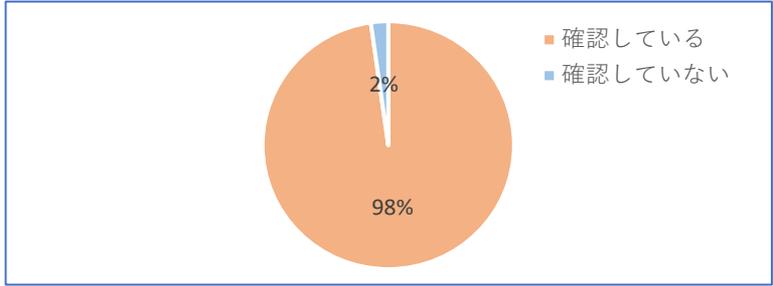
【確認方法の例】

- ・ 職員が、地図及び現地調査にて確認する。
- ・ 設置者に確認させるとともに、インターネットや実地検査等により確認する。
- ・ 実施校の周辺に風営法の該当施設がないことを公的に証明した書類の提出を求める。
- ・ 地図、学校へのヒアリング及びインターネット等で確認する。

	都道府県	市町村	合計
自治体数	31	14	45 ※
「確認している」の数	29	14	43
「確認していない」の数	2	0	2

※ 61自治体のうち、過去認可実績等のない16自治体を除く45自治体。（以下同様）

②「実施校の名称は、高等学校の目的にふさわしいものであり、かつ、既存の高等学校又は中等教育学校のものと同じ又は紛らわしいものでないこと。」の確認について



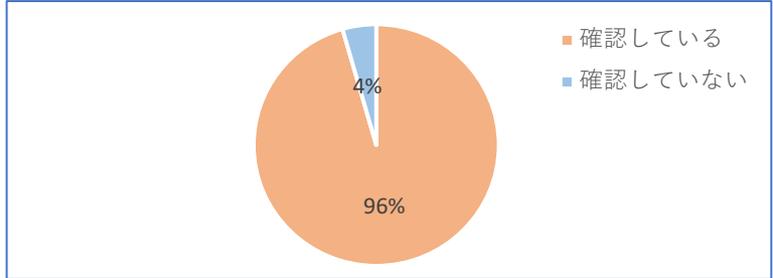
【確認方法の例】

- ・ 学則に記載の名称を確認する。
- ・ 設置者からの認可申請書の内容に基づき、私立学校審議会委員に意見聴取する。
- ・ 認可申請時または申請に係る事前相談の際に予定されている名称を確認する。
- ・ 申請書類およびインターネット等により確認する。

	都道府県	市町村	合計
自治体数	31	14	45
「確認している」の数	30	14	44
「確認していない」の数	1	0	1

2. 私立広域通信制高等学校に関する認可方法

③「学科等の名称は、全日制又は定時制の課程と混同されるおそれがあるなど、教育内容について誤解を与えるものでないこと。」の確認について

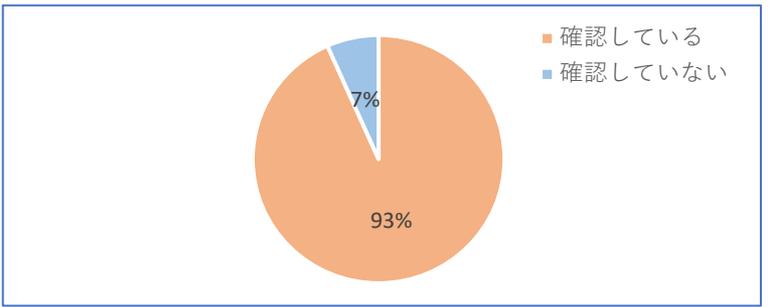


【確認方法の例】

- 学則及び入学案内に記載の名称を確認する。
- 設置認可申請書及びその添付資料から確認するとともに、認可前に広報活動を行う場合には使用する広報資材の内容について確認する。
- 既存の高等学校の学科等の名称を参考にするとともに、インターネット等で確認する。
- 教育内容・カリキュラム等を鑑みて学科等の名称が妥当かを判断する。

	都道府県	市町村	合計
自治体数	31	14	45
「確認している」の数	29	14	43
「確認していない」の数	2	0	2

④「実施校の収容定員は、生徒の教育環境を確保するため、通信教育を行う区域に属する都道府県内の生徒数の将来の見込みと、その時点において学校が用意している指導体制、施設及び設備等を踏まえた適切な数であること。」の確認について



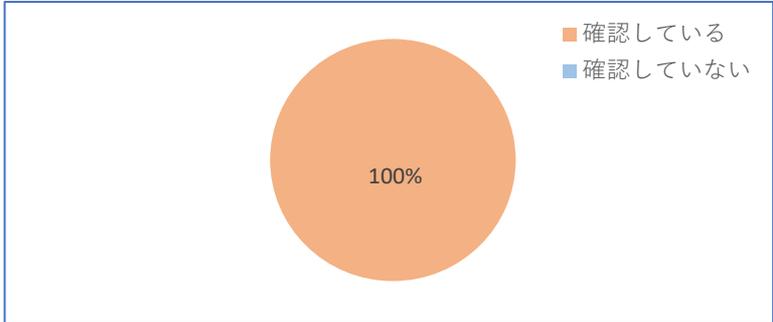
【確認方法の例】

- 生徒数の将来的な見込みを示す根拠資料、教職員配置一覧、施設・設備に関する資料にて確認する。
- 県内における将来の生徒数の減少を鑑み、過去4年間の収容状況及び募集状況と、教職員編成表・施設の概要資料等を基に、生徒数の将来の見込みや教育の実施方法等をヒアリングし、適切な数であることを確認する。
- 申請書類の教職員編成表（開設後3年分）、教職員名簿、校舎図面等を基に確認する。
- 将来の生徒入学見込み数とそれに対応する指導体制、施設及び設備等について、学校から書面で提出してもらった上で、ヒアリングを行い確認する。

	都道府県	市町村	合計
自治体数	31	14	45
「確認している」の数	28	14	42
「確認していない」の数	3	0	3

2. 私立広域通信制高等学校に関する認可方法

⑤「通信教育連携協力施設を設置する場合には、通信教育連携協力施設ごとの定員を設定するものとし、通信教育連携協力施設の定員は、実施校の収容定員の範囲内でなければならないこと。」の確認について

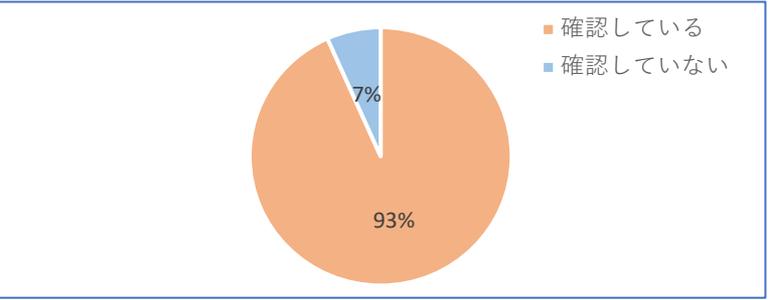


【確認方法の例】

- ・ 学則に通信教育連携協力施設ごとの定員を記載させ確認する。
- ・ 施設の広さ、面接指導等の内容から、適切な定員か判断する。
- ・ 各施設の定員数が分かる資料の提出を求め、その合計が収容定員を上回らないか確認する。
- ・ 通信教育連携協力施設ごとの定員と同施設に通う生徒見込み数について、学校から書面で提出してもらった上で、ヒアリングを行い確認する。

	都道府県	市町村	合計
自治体数	31	14	45
「確認している」の数	31	14	45
「確認していない」の数	0	0	0

⑥「実施校の設置者は、実施校の収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示すこと。」の確認について



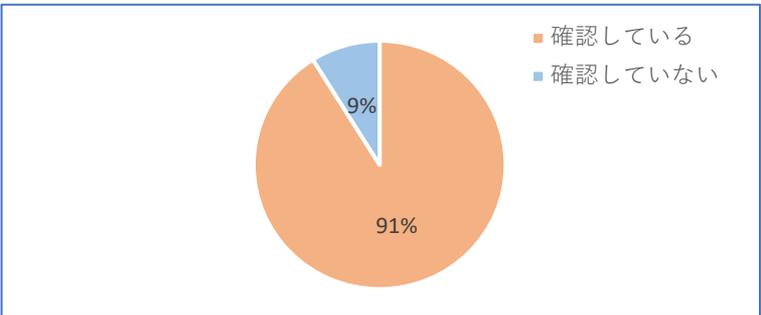
【確認方法の例】

- ・ 実施校及び通信教育連携協力施設の収容定員に対する運動場及び校舎の現有面積表や定員の根拠資料で確認する。
- ・ 認可申請書において、法人に説明を求める。
- ・ 申請書類の校舎図面、通信教育連携協力施設の図面等を基に確認する。
- ・ 申請者から提出される通信教育を行う区域におけるコースを踏まえた生徒数の見込みや教育体制が分かる資料により確認し、必要に応じて、申請者に聞き取りを行う。

	都道府県	市町村	合計
自治体数	31	14	45
「確認している」の数	28	14	42
「確認していない」の数	3	0	3

2. 私立広域通信制高等学校に関する認可方法

⑦「通信教育を行う区域は、面接指導や試験等を実施する上で支障のない範囲で定めること。」の確認について

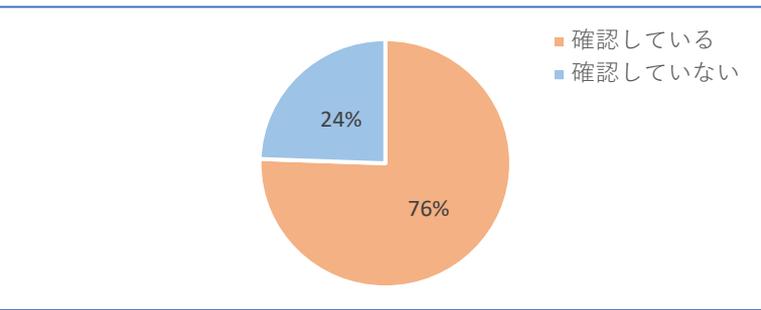


	都道府県	市町村	合計
自治体数	31	14	45
「確認している」の数	29	12	41
「確認していない」の数	2	2	4

【確認方法の例】

- 各教育区域における面接指導等の計画により可否を確認する。
- 実施校及び通信教育連携協力施設の所在地を見て、支障がない範囲であるのか学校に聞き取りを行う。
- 書類による確認のほか、対象施設の現地調査を実施する。
- 申請書の内容および交通事情等を考慮して検討する。

⑧「通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮しなければならないこと。」の確認について



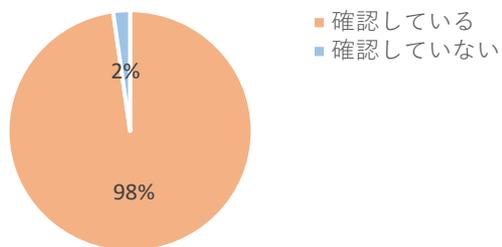
	都道府県	市町村	合計
自治体数	31	14	45
「確認している」の数	25	9	34
「確認していない」の数	6	5	11

【確認方法の例】

- 通信教育を行う区域となる都道府県に対して、設置や収容定員増員の際には意見照会を行い、その意見に対して学校の回答を求める。
- 通信教育を行う区域となる都道府県への意見照会を実施していることから、意向は確認している。しかし、意向の考慮まではできていない。
- 他の都道府県の意見照会を行うが、参考意見として考え、実施校の希望する区域を認可している。

2. 私立広域通信制高等学校に関する認可方法

⑨「実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。ただし、教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができ、実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。」の確認について

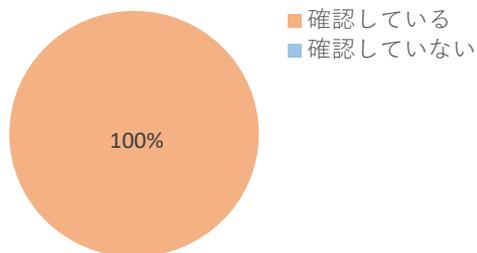


【確認方法の例】

- ・ 教職員編成表及び教職員名簿により確認する。
- ・ 申請者から提出される教員一覧表や教育体制等が分かる資料により確認し、必要に応じて、申請者に聞き取りを行う。
- ・ 5月1日時点の在籍生徒数により教諭の数を算出し、基準を満たしているか確認する。
- ・ 教諭等の採用予定者と入学見込み生徒数を比較し、教員確保が十分かどうかを確認する。

	都道府県	市町村	合計
自治体数	31	14	45
「確認している」の数	31	13	44
「確認していない」の数	0	1	1

⑩「実施校において編制する教育課程の実施に当たり必要な各教科の免許を持つ教員の配置がなされていること。」の確認について



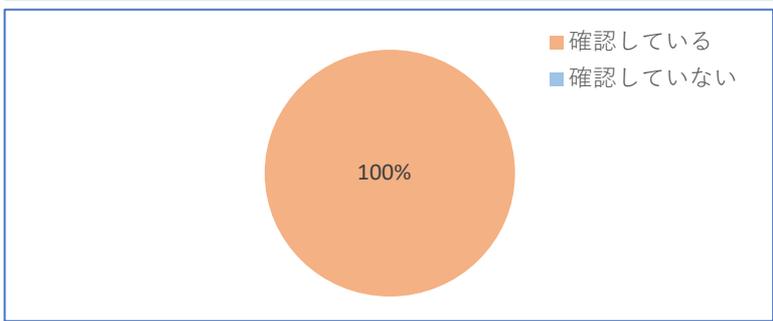
【確認方法の例】

- ・ 教員配置一覧及び所有免許状にて確認する。
- ・ 認可申請書に添付された学則案、教職員編成表、教育職員名簿、教育職員免許状の写しにより確認する。
- ・ 教職員編成表、履歴書、教員免許状などを確認する。

	都道府県	市町村	合計
自治体数	31	14	45
「確認している」の数	31	14	45
「確認していない」の数	0	0	0

2. 私立広域通信制高等学校に関する認可方法

⑪「実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならないこと。」の確認について

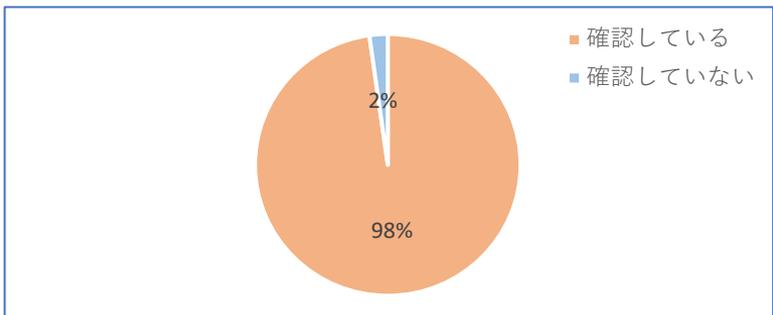


	都道府県	市町村	合計
自治体数	31	14	45
「確認している」の数	31	14	45
「確認していない」の数	0	0	0

【確認方法の例】

- ・ 教職員編成表及び教職員名簿により確認する。
- ・ 申請者から教職員編制表（教諭、事務職員、学校医等を含む）を確認する。
- ・ 事務職員の採用予定リストにより確認する。
- ・ 教職員一覧等により事務職員の配置（予定）状況を確認する。

⑫「その他教職員の配置については、生徒の実態等を踏まえ、各教科・科目等の指導のほか、生徒指導、進路指導等の学校運営全般にわたり教育上支障がないものとする。」の確認について



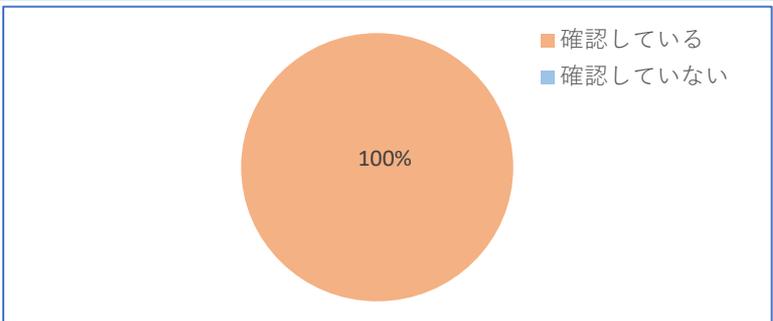
	都道府県	市町村	合計
自治体数	31	14	45
「確認している」の数	30	14	44
「確認していない」の数	1	0	1

【確認方法の例】

- ・ 教員配置一覧等教科、分掌のわかる資料にて確認する。
- ・ 申請者から教職員組織調書（免許状の種類の記事を含む、予定を含む）を確認する。
- ・ 採用予定教員の経歴や採用後の配置予定が分かる資料により確認する。
- ・ 生徒指導や進路指導に関する担当教員の配置や指導方法について、教職員一覧や聞き取り等で確認する。

2. 私立広域通信制高等学校に関する認可方法

⑬「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項及び第2項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くこと。」の確認について

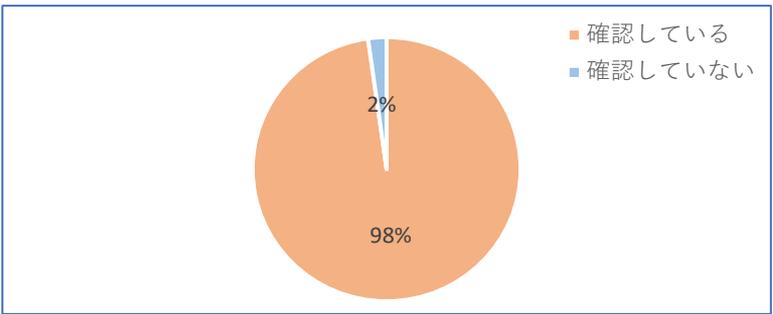


【確認方法の例】

- ・ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱状等で確認する。
- ・ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師との契約書および委嘱状を確認する。
- ・ 教職員一覧表等にて確認する。

	都道府県	市町村	合計
自治体数	31	14	45
「確認している」の数	31	14	45
「確認していない」の数	0	0	0

⑭「実施校の施設及び設備は、設置者の自己所有である等、長期的・安定的な教育を行う上で支障のないものであること。」の確認について



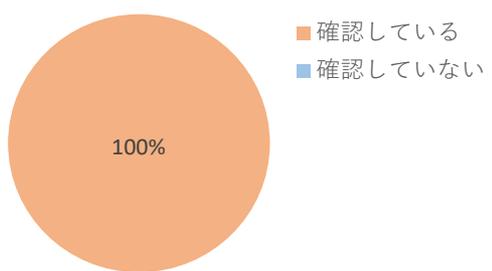
【確認方法の例】

- ・ 財産目録、登記簿謄本等にて確認する。
- ・ 建築確認通知書及び検査済証の写し、権利関係を証する書類、校具及び教具の明細表、財産目録及び資産証明書で確認する。
- ・ 設置予定者からの認可申請書の内容に基づくほか、私立学校審議会委員による現地調査を行う。
- ・ 申請者から提出される登記事項証明書や賃貸借契約書等により確認する。

	都道府県	市町村	合計
自治体数	31	14	45
「確認している」の数	30	14	44
「確認していない」の数	1	0	1

2. 私立広域通信制高等学校に関する認可方法

⑮「実施校の校舎には、教室（普通教室、特別教室等）、図書室、保健室、職員室を備えるものとし、必要に応じて専門教育を施すための施設を設けること。特別教室には、実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習等のための設備を備えること。また、体育の面接指導に必要な運動場等を確保すること。」の確認について

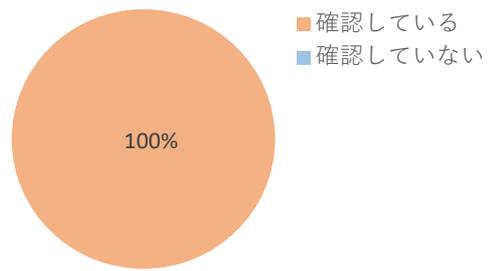


【確認方法の例】

- 学校等の収容定員に対する運動場及び校舎の基準面積と現有面積表、学校等の関係図面、校具及び教具の明細表、校地校舎等の写真、独立校の場合は現地調査を行い確認する。
- 認可申請書に添付された学則案、運動場・校舎平面図及び施設の概要書並びに必要なに応じて私立学校審議会委員による現地調査により確認する。
- 申請者から校地、校舎等の平面図、教具及び校具の明細書を確認する。
- 申請者から提出される平面図、設備一覧表等により確認し、必要に応じて、現地確認を行う。

	都道府県	市町村	合計
自治体数	31	14	45
「確認している」の数	31	14	45
「確認していない」の数	0	0	0

⑯「実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、学則において面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別し、それぞれの施設の名称、位置、定員など必要な事項を記載するものとする。」の確認について



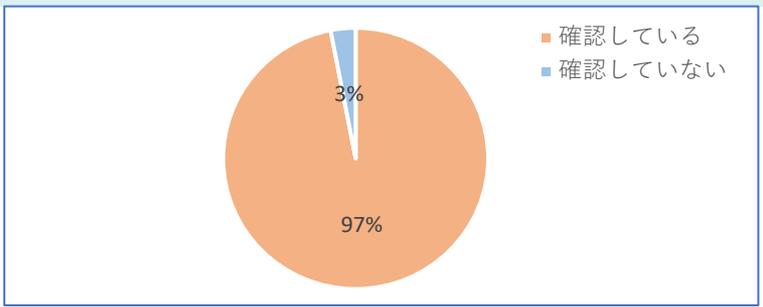
【確認方法の例】

- 申請者に、面接指導等実施施設と学習等支援施設を区分し、それぞれの施設の名称、位置、定員など必要な事項を記載する意向を確認する。（学則の変更申請の際に改めて当該事項について確認する。）
- 学則において定めてあることを確認する。
- 学則を学校から提出してもらった上で、ヒアリングを行い確認する。

	都道府県	市町村	合計
自治体数	31	14	45
「確認している」の数	31	14	45
「確認していない」の数	0	0	0

2. 私立広域通信制高等学校に関する認可方法

⑰「面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であること基本とすること。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設（学校教育法第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）その他の学校又は施設とすることができること。」の確認について



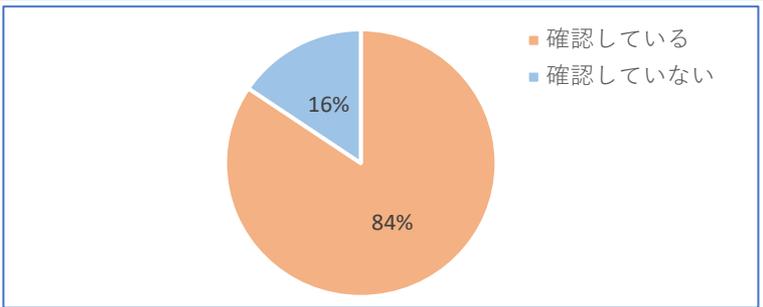
【確認方法の例】

- ・ 分校、協力校以外の場合、特別な事情について説明した文書により確認する。
- ・ その他の学校又は施設を面接指導等実施施設とする場合は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことなどを文書にて示していただき、確認する。
- ・ 大学、専修学校、指定技能教育施設その他の学校又は施設を面接指導等実施施設とする場合は、当該施設設置者との契約書及び施設図面等を学校から提出してもらった上で、ヒアリングを行い確認する。

	都道府県	市町村	合計
自治体数	31	2	33 ※
「確認している」の数	30	2	32
「確認していない」の数	1	0	1

※ 61自治体のうち、過去認可実績等のない16自治体と面接指導等実施施設を設置していない12自治体（全て株式会社立学校を所轄する自治体）を除く33自治体。（以下同様）

⑱「通信教育連携協力施設は、周辺に教育にふさわしくない施設が立地していないなど、教育を行う上で適切な環境であること。」の確認について



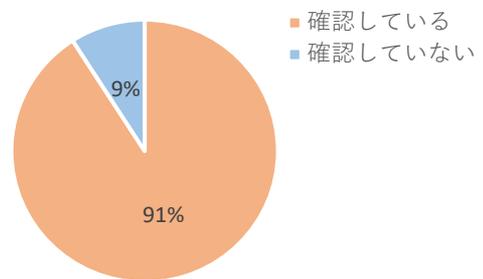
【確認方法の例】

- ・ 職員が、地図及び現地調査にて確認する。
- ・ 学則に記載の住所を地図等で確認する。
- ・ 設置許可申請の際の添付書類として通信教育連携協力施設の施設調査を提出させ、その中で周辺にふさわしくない施設が立地していないかなどの要件について回答させている。
- ・ 学校側に確認させるとともに、インターネットや実地検査等により確認する。
- ・ 設置施設の周辺に風営法の該当施設がないことを公的に証明した書類の提出を求める。

	都道府県	市町村	合計
自治体数	31	14	45
「確認している」の数	28	10	38
「確認していない」の数	3	4	7

2. 私立広域通信制高等学校に関する認可方法

⑱「面接指導等実施施設の施設及び設備、指導体制等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に
 応じて、実施校と同等の水準又は面接指導や試験等を適切に実施することができるものであること。」の確認について

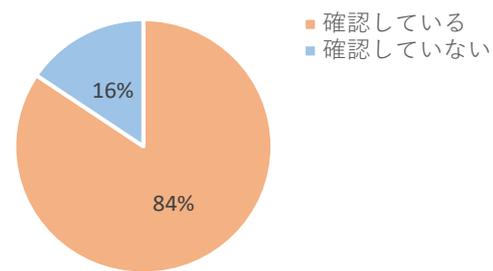


【確認方法の例】

- 面接指導等実施施設に係る学校等の収容定員に対する運動場及び校舎の基準面積と現有面積表、学校等の関係図面、校地校舎等の写真、教職員編成表、教職員名簿で確認をする。
- 施設の概要や、教職員・学級編成表、事業計画等の資料のほか、現地調査及びヒアリングにて確認する。
- 各施設の図面、校具等の資料により確認する。
- 現地調査にて確認する。

	都道府県	市町村	合計
自治体数	31	2	33
「確認している」の数	28	2	30
「確認していない」の数	3	0	3

⑲「学習等支援施設の施設及び設備は、教育上及び安全上支障がないものであること。」の確認について



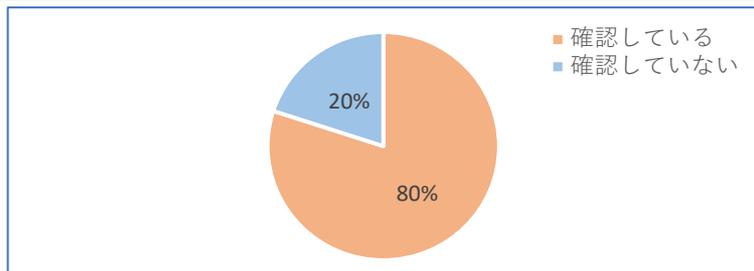
【確認方法の例】

- 配置図、立面図ほか状況に応じて現地確認する。
- 各施設の図面、周辺情報等の資料により確認する。
- 申請書類に添付される当該施設の図面、および当該施設と申請者の契約書類の写し等を基に確認する。
- 学則等にて確認の上、周辺地図等で確認する。

	都道府県	市町村	合計
自治体数	31	14	45
「確認している」の数	29	9	38
「確認していない」の数	2	5	7

2. 私立広域通信制高等学校に関する認可方法

①「実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、前3項の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示すこと。また、当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して確認を行うものとし、その結果もあわせて文書により示すこと。」の確認について

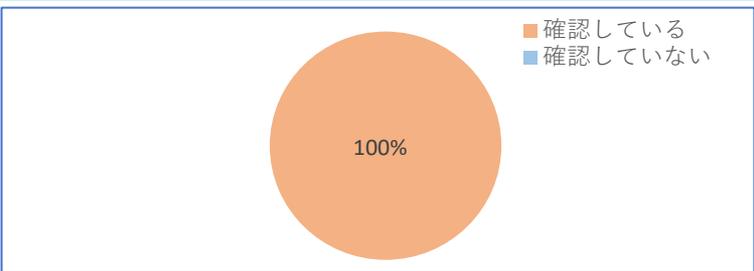


【確認方法の例】

- 申請書類により確認する。なお、他県の設置認可基準については、設置者から設置先の県に確認するよう指示する。
- 申請書類の添付書類として、当該都道府県の設置認可審査基準の写しと、その当該基準を参酌し確認した内容を示す書類（任意様式）の提出を求めている。
- 各都道府県基準の確認結果を参考資料として提出を求めている。
- 認可申請時にチェックリストを提出させ確認する。

	都道府県	市町村	合計
自治体数	31	14	45
「確認している」の数	28	8	36
「確認していない」の数	3	6	9

②「面接指導等実施施設において、例えば、理科、音楽、美術、家庭、情報、体育等の観察・実験、実習、実技等を行う必要のある教科・科目等の面接指導を行う場合においては、それに必要な施設及び設備や運動場等を確保すること。」の確認について



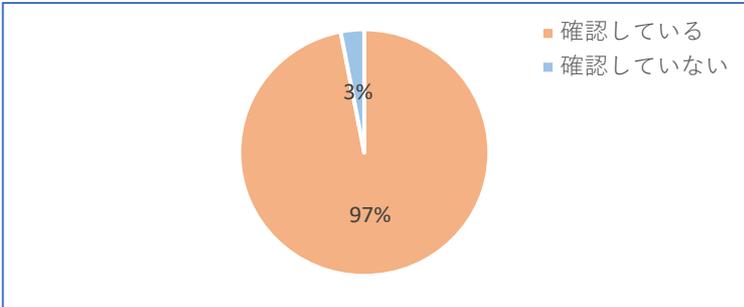
【確認方法の例】

- 書類による確認のほか、対象施設の現地調査を実施する。
- 申請者から面接指導等実施施設における施設及び設備や運動場の確保方針を報告させ確認する。
- 認可申請書、図面等により必要な施設、設備、運動場について確認する。
- 設置認可や学則変更の際に、教室等の広さ・数、どのような実験・実習等を想定しているのか、理科・家庭等の指導案を提出してもらっている。また、体育施設を借用する場合は施設調書（県様式）及び添付資料で概要を確認する。

	都道府県	市町村	合計
自治体数	31	2	33
「確認している」の数	31	2	33
「確認していない」の数	0	0	0

2. 私立広域通信制高等学校に関する認可方法

②「面接指導等実施施設の施設や設備が負担付又は借用である場合は、実施校の設置者が安定的に使用できる契約等が締結されていること。」の確認について

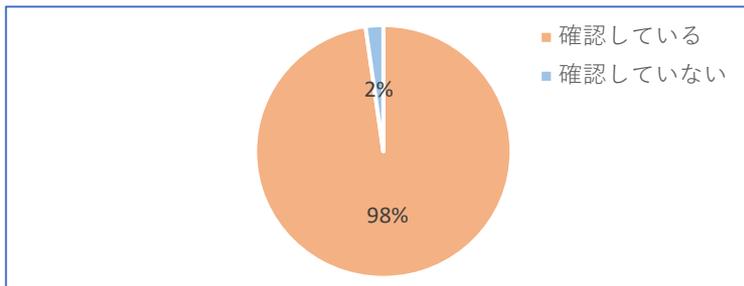


【確認方法の例】

- 賃貸借契約書の写し等で確認する。
- 認可申請書に添付された主な財産の所有権の証明書（賃貸借契約書、不動産登記簿等）により確認する。
- 契約書等で期間等を確認する。

	都道府県	市町村	合計
自治体数	31	2	33
「確認している」の数	30	2	32
「確認していない」の数	1	0	1

④「通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと。」の確認について



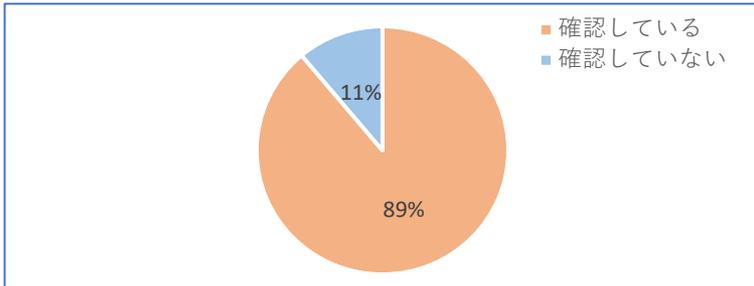
【確認方法の例】

- 学則の記載で確認する。
- 他の通信教育連携協力施設や高等学校との比較及びインターネット等で確認する。
- 施設名に含まれている単語をインターネット等で検索し、確認する。
- 設置予定者からの認可申請書の内容に基づき、私立学校審議会委員に意見聴取する。

	都道府県	市町村	合計
自治体数	31	14	45
「確認している」の数	31	13	44
「確認していない」の数	0	1	1

2. 私立広域通信制高等学校に関する認可方法

②⑤「実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、その連携協力内容について、当該施設の設置者とあらかじめ文書による取り決めを行い、必要に応じて適切な指導・支援を行う努めること。ただし、実施校と当該施設の設置者が同一である場合には、この限りでない。」の確認について

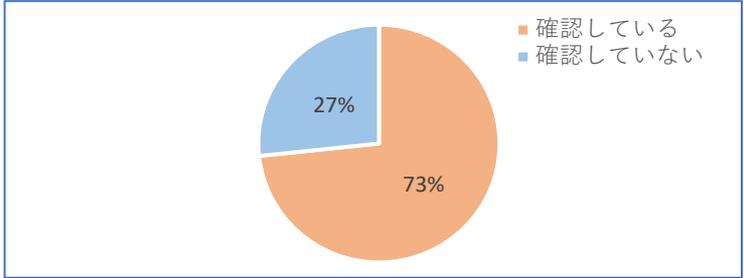


【確認方法の例】

- ・ 協定書、契約書等にて確認する。
- ・ 委嘱状や連携協力に関する覚書の写しの提出を求めて確認する。
- ・ 通信教育連携協力施設との連携協力予定内容及び取り決め方法、指導・支援方法に関して書面・口頭にて説明を求めている。
- ・ 通信教育連携協力施設設置者との取り決め文書を学校から提出してもらった上で、ヒアリングを行い確認する。

	都道府県	市町村	合計
自治体数	31	14	45
「確認している」の数	29	11	40
「確認していない」の数	2	3	5

②⑥「実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導すること。」の確認について



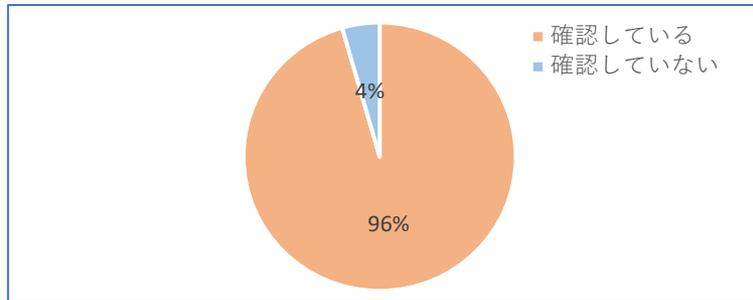
【確認方法の例】

- ・ 独自に行う活動や、費用等については、各学習等支援施設において保護者、生徒等に説明をすることとしている。また、学習支援料、事務諸経費等、通信教育連携協力施設ごとに異なるので、学則に明記することとしている。
- ・ 認可時には明確な説明を行うよう指導を行い、認可後の実地での実態調査等において確認する。
- ・ 実施校へのヒアリングのほか、通信教育連携協力施設のホームページ等を閲覧し、生徒・保護者が誤解を招く恐れのある表記や説明がないかを確認する。

	都道府県	市町村	合計
自治体数	31	14	45
「確認している」の数	23	10	33
「確認していない」の数	8	4	12

2. 私立広域通信制高等学校に関する認可方法

②「通信教育の実施に当たっては、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）等に基づき、適切に実施すること。」の確認について

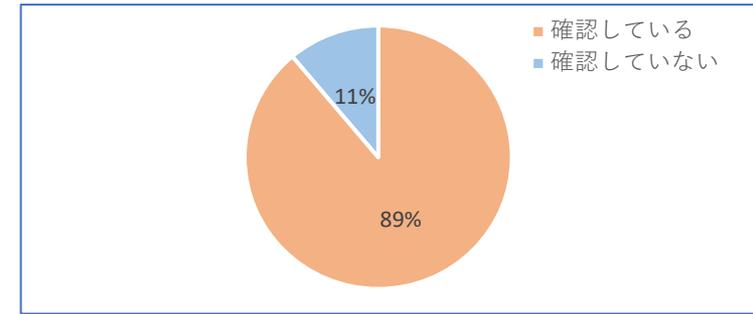


【確認方法の例】

- ・ 通信教育実施計画等にて確認する。
- ・ 教育課程表及び補足資料等を学校から提出してもらった上で、ヒアリングを行い確認する。なお、隔年で実施している経理検査においても学校の教務主任等から通信教育の実施状況を確認する。
- ・ 現地調査・点検調査において、シラバスや面接指導に係るカリキュラム、時間割、業務日誌や報告課題、試験問題から、学習目標が高等学校教育レベル相当かを確認する。
- ・ 添削課題のサンプルや試験問題を確認する。

	都道府県	市町村	合計
自治体数	31	14	45
「確認している」の数	30	13	43
「確認していない」の数	1	1	2

③「添削指導、面接指導及び試験並びにその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。」の確認について



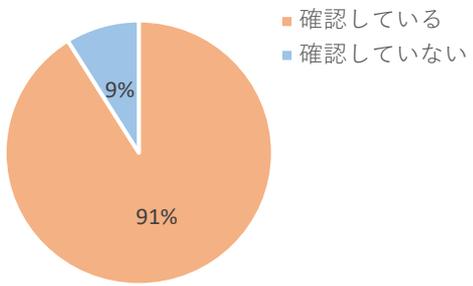
【確認方法の例】

- ・ 面接指導実施施設別に、面接指導の教科の免許状を持った教員が配置されていることがわかる資料で確認する。（教員一覧表、免許状の写し）
- ・ 申請者から提出される教育課程や教員一覧表、教員免許状、教育体制が分かる資料等により確認し、必要に応じて、申請者に聞き取りを行う。
- ・ 現地調査・点検調査において、面接指導に係るカリキュラム・時間割・業務日誌や報告課題、試験スケジュール、教職員一覧及び教員免許状にて、実施者・実施状況を確認する。設置認可時には、教職員一覧及び教員免許状にて、実施予定者を確認する。

	都道府県	市町村	合計
自治体数	31	14	45
「確認している」の数	29	11	40
「確認していない」の数	2	3	5

2. 私立広域通信制高等学校に関する認可方法

⑲「各教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動は、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数や面接指導の単位時間数の標準を踏まえた、十分な指導回数を確保すること。」の確認について

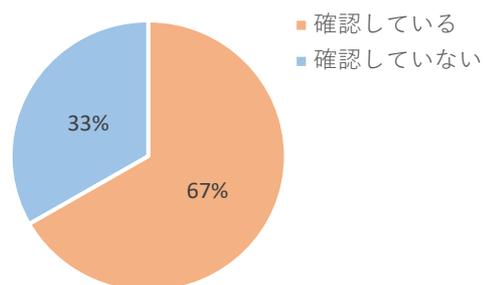


【確認方法の例】

- ・ 教育課程表（添削指導の回数や面接指導の単位時間数の記載を含む）を確認する。
- ・ ヒアリングにより確認する。
- ・ 教育課程表、通信教育実施計画案を提出いただき、内容を確認する。
- ・ 学則の教育課程表の各教科の添削指導回数・面接指導回数、面接指導に係るカリキュラム・時間割・業務日誌や報告課題の回数、試験スケジュールにおいて、十分な指導回数となっているかを確認する。

	都道府県	市町村	合計
自治体数	31	14	45
「確認している」の数	29	12	41
「確認していない」の数	2	2	4

⑳「添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。」の確認について



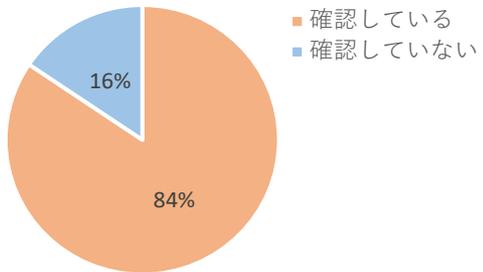
【確認方法の例】

- ・ 各教科ごとの記述式と択一式の作問割合を書面にて回答させる。現地調査・点検調査においては過去に実施した添削指導の課題及び添削の実例を確認する。
- ・ 添削指導の問題のサンプルを確認する。
- ・ 認可時には記述式を一定量取り入れるよう指導を行い、認可後の実地での実態調査等において確認する。
- ・ 定期的（概ね数年ごと）に実施する本校への実施調査時に教材や添削内容を確認する。

	都道府県	市町村	合計
自治体数	31	14	45
「確認している」の数	17	13	30
「確認していない」の数	14	1	15

2. 私立広域通信制高等学校に関する認可方法

③1「面接指導については、生徒を実施校又は面接指導実施施設のいずれかに登校させて行うこと。この際、少人数で行うことを基本とし、多くとも40人を超えない範囲内で設定すること。」の確認について

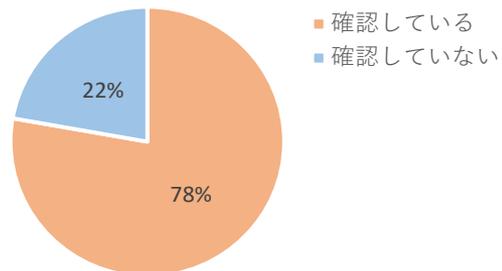


【確認方法の例】

- 学校における現地調査で確認する。
- ヒアリングにより確認する。
- 定期的に行う実施検査でカリキュラム等を確認する。また、学級編成状況の提出を毎年求めている。

	都道府県	市町村	合計
自治体数	31	14	45
「確認している」の数	26	12	38
「確認していない」の数	5	2	7

③2「通信教育を行うに当たっては、試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保して行うこと。」の確認について



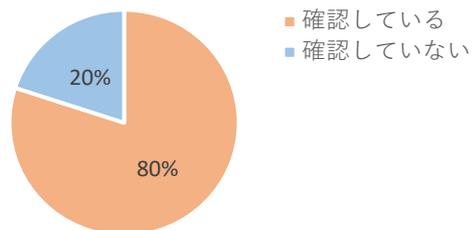
【確認方法の例】

- 通信教育実施計画等にて時間数等を確認している。
- 教育課程表、通信教育実施計画、レポート課題、テストについて案を提出いただき、内容を確認している。
- 面接指導等時間数の免除に関しては原則としてメディア視聴により面接指導6割減免にて行っていることを指導案、時間割を基に確認し、適宜面接指導の参観を行っている。
- 「教務・生徒指導・その他に関する規定」及び視聴報告書視聴教材一覧等に基づき、確認している。

	都道府県	市町村	合計
自治体数	31	14	45
「確認している」の数	25	10	35
「確認していない」の数	6	4	10

2. 私立広域通信制高等学校に関する認可方法

③「実施校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に規定する学校いじめ防止基本方針、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する消防計画、学校保健安全法第5条に規定する学校保健計画、同法第27条に規定する学校安全計画、同法第29条第1項に規定する危険等発生時対処要領、高等学校通信教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画など、法令上作成することが義務付けられている計画について作成すること。」の確認について

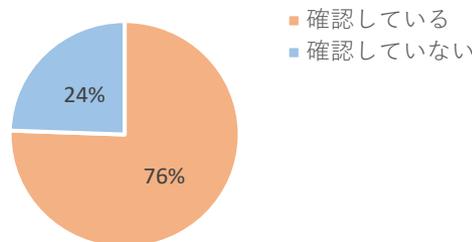


【確認方法の例】

- ・ 設置認可の際の現地確認において、関係計画が作成されているか確認する。
- ・ 書類審査により確認する。

	都道府県	市町村	合計
自治体数	31	14	45
「確認している」の数	25	11	36
「確認していない」の数	6	3	9

④「実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって高等学校通信教育規程第14条第1項に規定する情報の公表を行うこと。その際、実施校及び通信教育連携協力施設における教育の方法・内容、授業料・入学料等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示すること。」の確認について



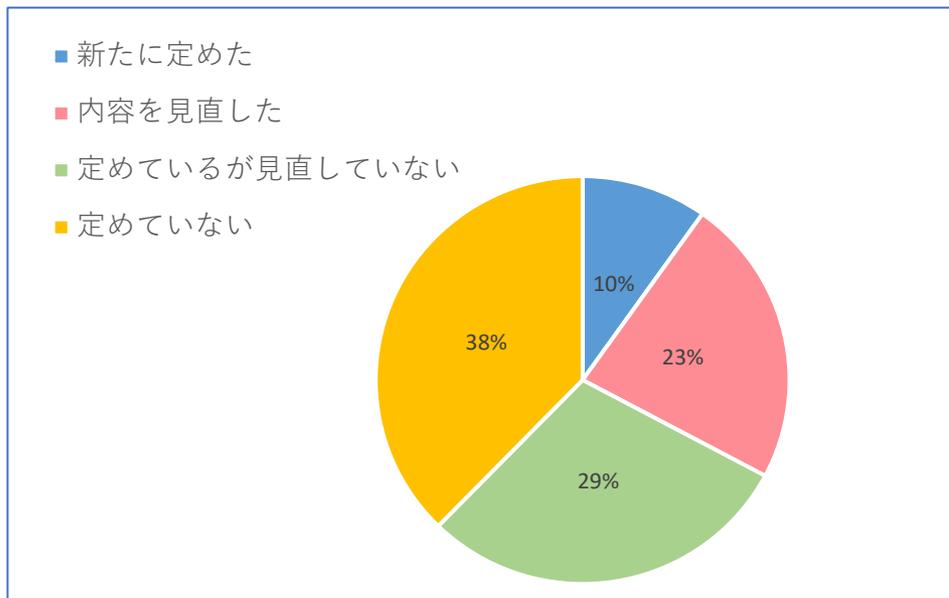
【確認方法の例】

- ・ 毎年実施している実態調査において学校要覧の提出を求めており内容を確認している。
- ・ 入学案内により確認する。
- ・ インターネットやパンフレット、募集要項等により確認する。
- ・ ホームページを確認する。

	都道府県	市町村	合計
自治体数	31	14	45
「確認している」の数	22	12	34
「確認していない」の数	9	2	11

3. 自治体独自の認可基準

○ 61自治体のうち、「通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）」（令和5年11月文部科学省策定）以降に、自治体における独自の認可基準を新たに定めた自治体は6自治体、内容を見直した自治体は14自治体、定めているが見直していない自治体は18自治体、定めていない自治体は23自治体であった。



【認可基準を定めていない理由】

- ・ 国の基準等が整備され、他に都道府県基準で定めるべき事項がないため。
- ・ 現在のところ、国が定めた基準等で実施可能と判断しているため。
- ・ 広域通信制高等学校の認可申請が現状ないため。
- ・ 今年度中に新たに定める予定であるため。
- ・ 新たに定めるか検討中であるため。

【左記の合計のうち私立広域通信制高等学校設置状況】

	都道府県	市町村	合計
自治体数	47	14	61
新たに定めた	6	0	6
内容を見直した	10	4	14
定めているが見直していない	16	2	18
定めていない	15	8	23

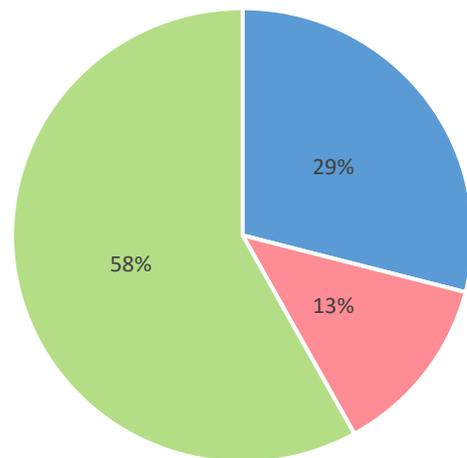
		都道府県		市町村	
		設置あり	設置なし	設置あり	設置なし
新たに定めた	6	4	2	0	0
内容を見直した	14	6	4	4	0
定めているが見直していない	18	12	4	2	0
定めていない	23	9	6	8	0

4. 高等学校入学者選抜の日程

○ 私立広域通信制高等学校123校（休校中及び募集停止中の2校を除く）のうち、実施校における高等学校入学者選抜を、実施校が所在する都道府県において定める時期に行っている学校は36校、実施校が所在する都道府県において定める時期に行っていない学校は16校、実施校が所在する都道府県において基準となる日程を定めていない学校は71校であった。

実施校

- 実施校が所在する都道府県において定める時期に行っている
- 実施校が所在する都道府県において定める時期に行っていない
- 実施校が所在する都道府県において基準となる日程を定めていない



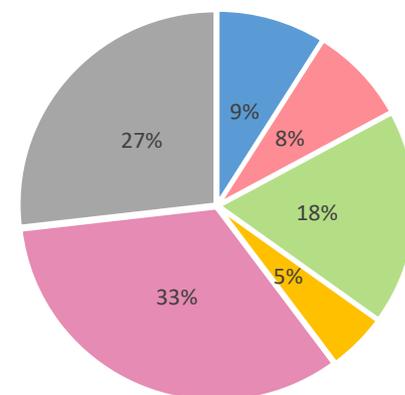
	学校法人立	株式会社立	合計
学校数	108	15	123
実施校が所在する都道府県において定める時期に行っている	28	8	36
実施校が所在する都道府県において定める時期に行っていない	10	6	16
実施校が所在する都道府県において基準となる日程を定めていない	70	1	71

4. 高等学校入学者選抜の日程

○ 私立広域通信制高等学校123校（休校中及び募集停止中の2校を除く）のうち、その面接指導等実施施設における高等学校入学者選抜について、全ての施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っている学校は11校、一部の施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っている（行っていない）学校は10校、全ての施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っていない学校は22校、当該施設が所在する全ての都道府県において基準となる日程を定めていない学校は6校、全ての面接指導等実施施設において独自の入学者選抜を行っていない学校は41校、面接指導等実施施設を設置していない学校は33校であった。

面接指導等実施施設

- 全ての施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っている
- 一部の施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っている（行っていない）
- 全ての施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っていない
- 当該施設が所在する全ての都道府県において基準となる日程を定めていない
- 全ての面接指導等実施施設において独自の入学者選抜を行っていない
- 面接指導等実施施設を設置していない

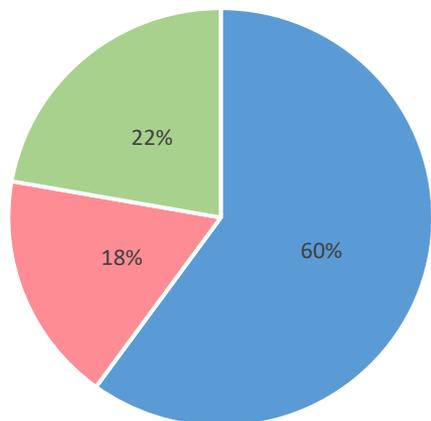


	学校法人立	株式会社立	合計
学校数	108	15	123
全ての施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っている	11	0	11
一部の施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っている(行っていない)	10	0	10
全ての施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っていない	21	1	22
当該施設が所在する全ての都道府県において基準となる日程を定めていない	6	0	6
全ての面接指導等実施施設において独自の入学者選抜を行っていない	40	1	41
面接指導等実施施設を設置していない	20	13	33

5. 通信教育を行う区域（生徒が居住する都道府県）ごとの生徒数

○ 61自治体のうち、所轄する私立広域通信制高等学校における通信教育を行う区域（生徒が居住する都道府県）ごとの生徒数について、毎年把握している自治体は27自治体、把握していない自治体は8自治体、その他の自治体は10自治体であった。なお、16自治体については、私立広域通信制高等学校の設置がなかった。

- 毎年把握している
- 把握していない
- その他



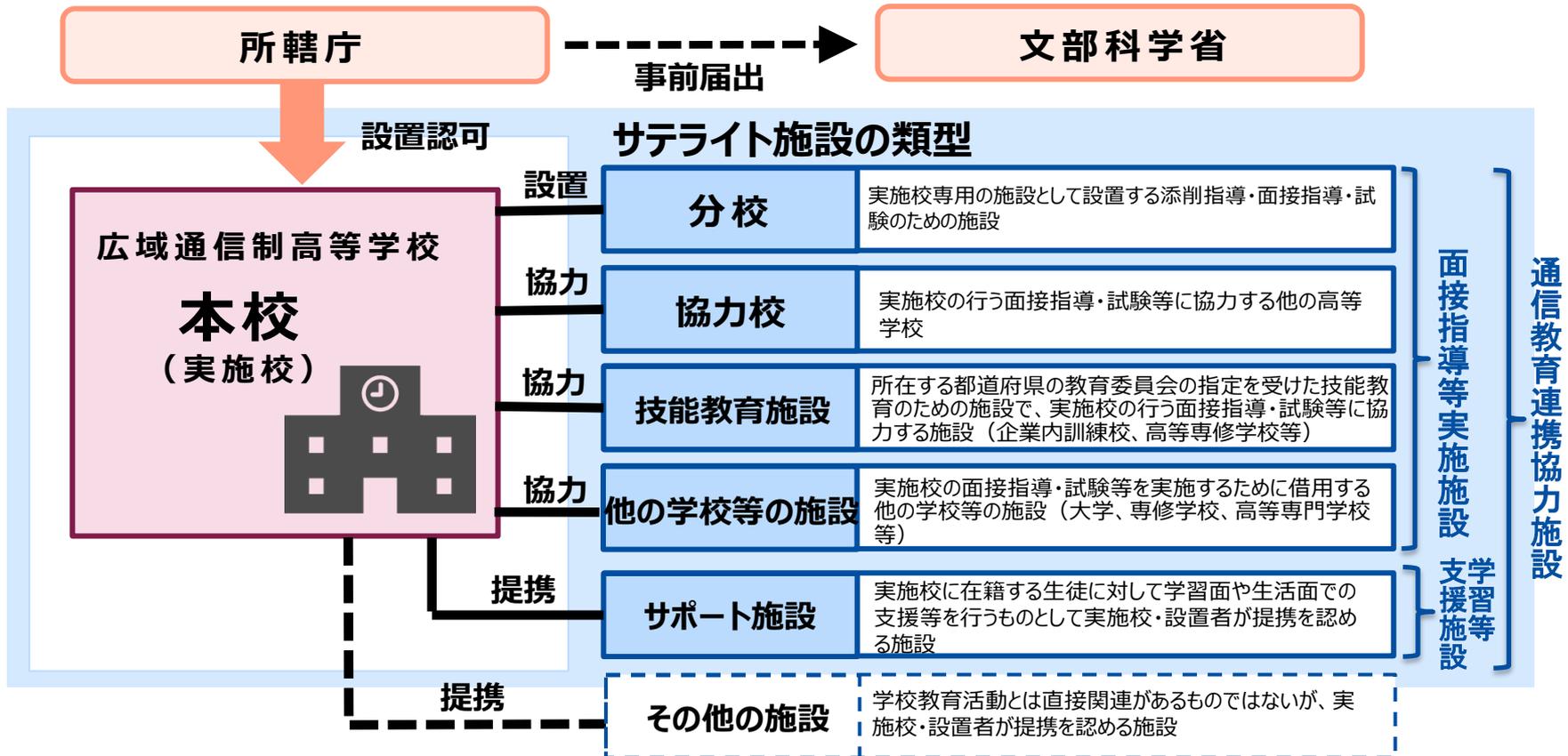
【その他の理由】

- ・ 県内の生徒数のみを把握しているため。
- ・ 近隣の県ごとの生徒数のみを把握しているため。
- ・ 自県と近隣の県の生徒数は毎年把握しているが、それ以外の地域については合計数のみ把握しており、生徒が居住する都道府県ごとでの把握とはなっていないため。
- ・ 把握しているのは通信教育連携協力施設ごとの生徒数であって、生徒の居住地域とは一致しないため。
- ・ 毎年ではなく、必要に応じて確認しているため。
- ・ 実施校については、生徒が居住する都道府県ごとの生徒数を毎年把握しており、面接指導等実施施設については、当該施設における通信教育を行う区域全体の生徒数を毎年把握しているため。

	都道府県	市町村	合計
自治体数	31	14	45
毎年把握している	17	10	27
把握していない	7	1	8
その他(一部把握)	7	3	10

広域通信制高等学校のサテライト施設の類型

- 通信制高等学校のうち、3以上の都道府県で生徒募集を行い、通信教育を実施する学校を**広域通信制高等学校**という。広域通信制高等学校の設置等を認可する場合には、所轄庁はあらかじめ文部科学省へ届出を行うこととなる。
- **広域通信制高等学校は所轄の都道府県の区域を越えて教育活動等を行い、その本校（実施校）とは別に、面接指導や添削指導のサポート等を実施するためのサテライト施設を広範に展開する学校も多く存在している。**



通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）（令和5年11月策定）

背景・目的

- ▶ 令和4年8月29日に取りまとめられた「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）等を踏まえ、高等学校通信教育の質の確保・向上を図る観点から、設置認可の際に所轄庁において特に確認しておくことが望ましい標準的な事項を示すため策定したもの。所轄庁において基準を策定する際は、本標準例に記載されていない事項も含めて適切に定めることが必要。
- ▶ 所轄庁は、認可後においても、関係法令や「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（平成28年9月策定。令和5年2月一部改訂。）等を踏まえて、実施校・通信教育連携協力施設の実態把握・指導監督を適切に行うことが必要。

主な内容（以下のうち※の記載は通知の際の留意事項）

[1] 立地条件等に関すること

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設などの教育にふさわしくない施設が実施校の周辺に立地していないなど、学校教育を行う上で適切な環境であること。

[2] 名称に関すること

- 1 実施校の名称は、高等学校の目的にふさわしいものであり、かつ、既存の高等学校又は中等教育学校のものと同じ又は紛らわしいものでないこと。
- 2 学科等の名称は、全日制又は定時制の課程と混同されるおそれがあるなど、教育内容について誤解を与えるものでないこと。

[3] 規模に関すること

- 1 実施校の収容定員は、生徒の教育環境を確保するため、通信教育を行う区域に属する都道府県内の生徒数の将来の見込みと、その時点において学校が用意している指導体制、施設及び設備等を踏まえた適切な数であること。
- 3 実施校の設置者は、実施校の収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示すこと。

[4] 通信教育を行う区域に関すること

- 1 通信教育を行う区域は、面接指導や試験等を実施する上で支障のない範囲で定めること。
- 2 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮しなければならないこと。
※実施校の設置者が通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合も同様に、当該都道府県の意向を考慮すべきである。

[5] 教職員組織に関すること

- 1 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあっては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。ただし、教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができ、実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができ。 ※学校では教育をつかさどる職員として教諭を専任で置くことが原則であり、助教諭又は講師に代えることは、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合に限られるものであること、また、他校教員との兼務は、通信制課程において特色ある教育を行う上で、他校の協力を求める場合など、教育上必要と認められる場合に行われるものであることに十分留意する必要がある。
- 2 実施校において編制する教育課程の実施に当たり必要な各教科の免許を持つ教員の配置がなされていること。
- 5 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項及び第2項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くこと。

通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）（令和5年11月策定）

[6] 施設及び設備に関すること

- 1 実施校の施設及び設備は、設置者の自己所有である等、長期的・安定的な教育を行う上で支障のないものであること。
- 2 実施校の校舎には、教室（普通教室、特別教室等）、図書室、保健室、職員室を備えるものとし、必要に応じて専門教育を施すための施設を設けること。特別教室には、実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習等のための設備を備えること。また、体育の面接指導に必要な運動場等を確保すること。

[7] 通信教育連携協力施設に関すること

- 3 通信教育連携協力施設は、周辺に教育にふさわしくない施設が立地していないなど、教育を行う上で適切な環境であること。
- 4 面接指導等実施施設の施設及び設備、指導体制等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導や試験等を適切に実施することができるものであること。
- 6 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、前3項の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示すこと。また、当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して確認を行うものとし、その結果もあわせて文書により示すこと。
※認可時だけでなく、当該通信教育連携協力施設を設けた後も、引き続き当該基準を参酌し、適切な維持管理に努めるべきである。
- 9 通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと。
- 11 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導すること。

[8] 通信教育の方法等に関すること

- 1 通信教育の実施に当たっては、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）等に基づき、適切に実施すること。
- 2 実施校の設置者は、特に以下を満たす体制を整えること。
 - (1) 添削指導、面接指導及び試験並びにその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。
 - (2) 各教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動は、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数や面接指導の単位時間数の標準を踏まえた、十分な指導回数を確保すること。
 - (3) 添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。
 - (4) 面接指導については、生徒を実施校又は面接指導実施施設のいずれかに登校させて行うこと。この際、少人数で行うことを基本とし、多くとも40人を超えない範囲内で設定すること。
 - (5) 通信教育を行うに当たっては、試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保して行うこと。

[9] その他

- 1 実施校は、いじめ防止対策推進法第13条に規定する学校いじめ防止基本方針、消防法第8条第1項に規定する消防計画、学校保健安全法第5条に規定する学校保健計画、同法第27条に規定する学校安全計画、同法第29条第1項に規定する危険等発生時対処要領、高等学校通信教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画など、法令上作成することが義務付けられている計画について作成すること。
- 2 実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって高等学校通信教育規程第14条第1項に規定する情報の公表を行うこと。その際、実施校及び通信教育連携協力施設における教育の方法・内容、授業料・入学金等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示すること。